

人権に関するポリシー

アーチャー・ダニエルズ・ミッドランド社（「会社」または「ADM」）は、国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）に則り、人権を尊重することに努めています。このポリシーでは、当社の取り組みについて、当社が適用し、またビジネスパートナーにも求める基準、リスクベースのデューデリジェンスを通じてこれをどのように実施するかについて定めています。

はじめに

このポリシーについて

このポリシーは、ADMのサステナビリティチームが、各事業部門、関連部署、地域における主要な上級幹部と密接に連携し、市民社会組織や人権専門家を含む多様な外部関係者からの意見を取り入れて策定したものです。

このポリシーは、最高経営責任者（CEO）による審査および承認を経て、当社の取締役会傘下のサステナビリティ・テクノロジー委員会によって承認されています。

本ポリシーは、ADMおよびビジネスパートナーに求められる関連要件を定めた他のポリシーや基準に組み込まれ、これらから示唆を得ています。これには、当社の[コード・オブ・コンダクト](#)、[サプライヤーへの期待事項](#)および[森林・生物多様性・地域社会を守るためのポリシー](#)が含まれます。

これは、2014年に最初のポリシーが発表されて以来、4回目の更新となります。私たちは、定期的にポリシーを見直し、必要に応じて更新していくことを目指しています。

ADM について

ADMは、不可欠なグローバル農業サプライチェーンの運営・加工事業者であり、地域のニーズとグローバルな能力を接続することで食料安全保障を提供しています。当社は、人間および動物向けの栄養製品を提供する一流企業であると同時に、健康とウェルビーイング製品の分野におけるリーダー企業でもあります。

私たちは世界中の何千人もの農家と提携し、彼らの作物を購入するとともに、統一されたグローバルな調達、ロジスティクス、製造ネットワークを活用して、それらの原材料の多くを、食品、フィード、燃料、工業製品、消費製品などの分野向けの幅広い製品へと加工しています。

ADMの目的は、自然の力を解き放ち、生活の質を高めることです。当社の人権ポリシーは、バリューチェーン全体における責任ある事業活動を導くことで、この目的を支えています。

コミットメント

ADMの人権尊重へのコミットメントは、国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）によって導かれており、同原則はこの責任を人権保護に関する国家の義務と並んで定めています。当社のアプローチは、[国連グローバル・コンパクトの10原則](#)および[OECD-FAOによる責任ある農業サプライチェーンに関するガイダンス](#)にも基づいています。

当社は、[国連世界人権宣言](#)および[国際労働機関（ILO）の労働における基本的原則及び権利に関する宣言](#)に定められた人権を認識しています。

適用範囲

当社のコミットメントは、すべての国におけるADMの全従業員、役員、取締役、契約社員、代理人（ADMおよびその事業部門、関連会社を含む）、バリューチェーン全体にわたる個人、そして当社およびビジネスパートナーが事業を展開する地域社会の人々を対象としています。

当社のポリシーは、ADMの全労働者を含む当社全体に適用されます。私たちは、サプライヤーやビジネスパートナーに対して、ポリシーに示されたアプローチと同様の方法を採用し、人権を尊重することを求めています。また、当社のコア人権課題に関する基準を満たすことも含まれます。

基準

これらの基準を適用するにあたり、国内法と国際人権基準が一致しない状況が生じる場合があります。両者が対立する場合、私たちは国内法を順守し、実行可能な範囲で国際人権基準を尊重する方法を模索します。

- **結社の自由および団体交渉** - 当社は従業員が労働組合などの組織に加入または結成し、あるいは加入・結成を控える権利を、報復、脅迫、嫌がらせを受けることなく行使できるよう尊重します。従業員が法的に認められた労働組合によって代表されている場合、私たちは従業員が自由に選択した代表者との建設的な対話の確立を支持します。結社の自由の権利が法令によって制限されている場合や、従業員が代表者を選任しないことを決定した場合には、従業員と管理との直接的かつ開かれたコミュニケーションなど、他の関与方法を支持します。
- **強制労働または義務的労働** - 当社の事業活動およびサプライチェーンにおいて、非自発的な刑務所労働、債務労働、年季奉公、現代奴隷制や人身売買を含む、あらゆる形態の強制労働を禁止します。業務に関する決定は、自由意思および十分な情報に基づいて行われなければなりません。雇用条件は採用時に通知され、労働者は雇用を終了する権利を保持し続けます。労働者は、雇用を確保または維持するために手数料を支払うことを要求されてはならず、また、雇用条件は、身分証明書や個人所有物、預金、その他違法な担保の保持などの行為によって、労働者の移動の自由を制限してはなりません。ADMは、従業員に対する体罰、暴力の脅迫、その他の虐待行為を一切容認しません。
- **児童労働** - 私たちは児童労働を禁止します。児童労働とは、子供の健康、安全、または道徳に有害な作業、義務教育を妨げる作業、または単に子供が幼すぎるために従事できない作業と定義されます。私たちは、ILOの原則（ILO第138号条約を含む）を遵守するとともに、適用される現地の法令や規制を考慮します。
- **ハラスメントと差別** - 私たちは、安全で敬意に満ちた、包括的な職場環境を維持するよう努めており、ハラスメント、差別、報復のない環境を目指しています。私たちは、事業活動およびサプライチェーンにおいて、人種、肌の色、宗教、性別、ジェンダー・アイデンティティ、国籍または市民権、障害、年齢、性的指向、婚姻状況、または法的に保護されている特性に基づく差別を一切許容しません。これらの禁止は、脆弱なグループ（移民労働者を含む）にも適用されます。好ましくない行為（性的か否かを問わず、言葉によるもの、身体的なもの、視覚的なもの）が、威圧的、不快、侮辱的、あるいは敵対的または虐待的な職場環境を作り出す可能性のある場合、当社は一切容認しません。

ん。

- **安全で健康的な労働環境** - 安全で健康的な労働環境の提供に努め、適用される健康および安全に関する法律および規制を遵守しています。私たちは、従業員の安全を確保し、職業上の危険性やハラスメント、虐待から守るためのシステムと手順を整備・維持しています。
- **労働時間、賃金、福利厚生** - 当社は、最低賃金や時間外手当に関するものを含め、適用されるすべての現地の法令と規制に従って従業員に報酬を支払っています。労働時間は、法的要件および事業所に適用される団体交渉の合意事項に沿ったものでなければなりません。
- **土地の権利** - 私たちは、法的または慣習的な権利を有する土地における事業活動に対して、先住民および地域社会が自由かつ事前に十分な情報に基づいて同意を与えるか拒否する権利（FPIC）を含む、土地保有権と彼らの権利を尊重します。すべてのサプライヤーにもそれぞれの事業および商取引においてFPICの原則を遵守することを期待します。
- **水** - 私たちは、事業およびサプライチェーンの事業活動において、安全で清潔な飲料水と衛生設備へのアクセス権を尊重し、水に対する人権に関する国連決議を認識しています。

人権擁護者

ADMは、善意で人権問題を提起する個人または組織に対する脅迫、攻撃、報復を一切容認せず、人権に関する内部告発者および申立人の保護に努めます。私たちはまた、人権擁護者、地域社会の代表者、その他の利害関係者との開かれた継続的な対話が、プログラムの策定と強化に極めて重要であると考えています。

実施

アプローチ

ADMは、リスクベースのアプローチを採用して人権デューデリジェンスを実施し、バリューチェーン全体にわたる悪影響を識別、防止、軽減し、その対処について説明責任を果たします。私たちのアプローチは、自社およびビジネスパートナーの事業活動に人権を根付かせるための取り組みに支えられており、影響を受けるステークホルダーを含む継続的なステークホルダーとの関与に基づいています。当社はアプローチの有効性を測定し、サステナビリティチームが定期的取締役会のサステナビリティ&テクノロジー委員会に進捗状況を報告し、年次サステナビリティレポートを adm.com で公開しています。当社は、業務から得られた知見を活用し、継続的な改善に努め、当社のポリシー、基準およびその実装を洗練させ、強化していきます。

管理とガバナンス

サステナビリティチーム（最高サステナビリティ責任者が率いる）は、このポリシーを所管し、事業活動、サプライチェーンおよび調達、オリジネーション、環境衛生・安全、コンプライアンスおよび法務などの関連部門と連携して、リスクを評価し、それらのリスクに対応するための具体的かつ測定可能な行動を識別して実行し、ガバナンスと監督を提供することで、ポリシーの実施を促進します。

取締役会の「サステナビリティ・テクノロジー委員会」は、人権を含むサステナビリティに関連する当社の目的、目標、戦略、活動を監督します。当社のサステナビリティ最高責任者、グローバルオペ

レーション担当シニアバイスプレジデント、最高技術責任者は、経営陣の代表として定期的に委員会に出席しています。ADMの執行評議会は、当社の最高戦略・運営機関として、当社の環境・社会・ガバナンス（ESG）活動を監督し、持続可能性に関する課題を詳細に検討しています。

デューデリジェンスの実践

主要なグローバル農業サプライチェーンの管理者および加工業者として、当社のデューデリジェンスプログラムは、グローバルなバリューチェーン全体にわたる幅広いコモディティや原材料を網羅しています。当社はビジネスパートナーや地方自治体、その他のステークホルダーとの関係性はあるものの、人権を尊重し、以下の取り組みを推進しています。

- **人権の組み込み** - ADMは、同僚やビジネスパートナーとともに人権を組み込むことを目指しており、以下の方法を含めて実施しています。事業部門、部署、地域を部門間横断的なアプローチでデューデリジェンスを遂行すること、たとえば本ポリシーやその他関連ドキュメントを当社ウェブサイトで多言語で提供することによって意識を高めること、そして実施において重要な役割を担う人々に対して研修を提供すること。
- **潜在的・実際の悪影響の識別と優先順位付け** - ADMは、事業活動およびサプライチェーンを定期的に評価し、潜在的・実際の人権への影響を識別し、優先順位を付けています。私たちは、深刻度と発生可能性に基づいた重要なリスク評価アプローチを採用し、最も重要な人権課題を識別し、優先順位を付けています。
- **潜在的および実際の悪影響への対策** - ADMは、悪影響に対処するために適切な対策を講じます。当社の取り組みは、国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）で定められた期待事項、特に影響への関与レベルに基づいており、以下のような行動が含まれる場合があります。
 - ・複雑な商品サプライチェーンの起源まで遡るトレーサビリティ。
 - ・[サプライヤーのコンプライアンス違反を管理するための正式な手順](#)
 - ・信頼できる第三者認証制度の利用。
 - ・高リスク地域におけるサプライヤーのキャパシティビルディング。
 - ・特定の拠点やビジネスパートナーにおける課題に対応する第三者監査プログラム。
 - ・同業者、ビジネスパートナー、その他との協働行動。
- **測定と進捗状況の伝達** - 私たちは、パフォーマンスを評価し、アプローチや活動の変更を識別するために、プログラムの進捗状況を測定します。私たちは、当社のポリシー達成に向けた取り組みや進捗について、より詳細な情報を当社ウェブサイトの[ADM Human Rights](#)ページ（関連するポリシーやレポートも掲載）を通じて発信しています。ADMは、[Grievance and Resolution Log（苦情および解決ログ）](#)を管理しており、提起された懸念事項とそれらへの対応状況を示しています。
- **苦情と救済** - ADMは、UNGPsに定められた責任に沿って、救済措置を講じ、苦情に対処することを目指しています。確立された手順と規定に従って、当社のポリシーへのコンプライアンス違反に関するすべての申し立てを調査し、適切な解決を保証するために、個々の事案に応じて対応します。

ADMの人権を含む取り組みや方針が遵守されていない懸念がある場合、ステークホルダーは[ADM Way ヘルプライン](#)までご連絡することが奨励されています。ADMは、不正行為の可能性について善意でレポートした者に対する報復行為を一切容認しません。現地の法律で許可されている場合、懸念事項の報告は匿名でしていただけます。ADMは、森林、生物多様性、地域社会の保護に関するポリシーおよび人権ポリシーで取り上げられている懸念事項や問題点を提起・報告するための「苦情・解決」窓口も設けており、下記の宛先に送信できます。responsibility@adm.com。

- **ステークホルダー・エンゲージメント** - 私たちは、地域社会や労働者を含む権利保有者、専門家や市民社会などのその他のステークホルダーと定期的に対話を行い、人権への取り組みや具体的な活動、課題の策定に活かしています。

